

## 論 文

## 明治初年の文部行政と辻新次

関 口 直 佑\*

## はじめに

明治初年における文部行政においてはすでに、学制の制定を中心に井上久雄、土屋忠雄、尾形裕康の諸論文によって詳細な研究の蓄積がある。昭和48年刊行の倉澤剛著『學制の研究』では総合的な観点から、初代文部卿大木喬任のブレーンに関して、更に踏み込んだ論考が加えられた。従来の研究では、主として文部行政における進行過程を、指導的立場にある人物から考察するという方法によるもののが多かったが、他方で明治期の文部行政の展開は、それを担った実務官僚によるところが大きい。本稿で考察する辻新次もまたそうした実務官僚の一人であった。ところが、辻を始め実際の政策に関わった文部官僚に関する研究はいまだ不十分であり、彼らが省内でどのような影響力を持ち、実際の教育行政にいかに関与したかを研究することは、近代教育史において不可欠な視点であると考える。

辻新次（1842－1915）は、明治時代の教育行政官であり、幕末から維新期を経て明治25年まで一貫して教育行政にあたった人物である。明治9年に文部権大丞に任せられてから、10年文

部権大書記官、会計課長、11年学務課長を兼ね、13年文部大書記官、地方学務局長、14年普通学務局長、18年内記局長、学務二局長兼務、同年文部大臣官房長、学務局長兼務、そして19年森有礼文相のもとで初代文部次官となった。辻が輔佐した人物は、山内知学事、松平大学別当、江藤文部大輔、大木文部卿、田中文部少輔、木戸文部卿、田中文部大輔、西郷文部卿、寺島文部卿、河野文部卿、福岡文部卿、大木文部卿、森文部大臣、大山文部大臣、榎本文部大臣、芳川文部大臣、河野文部大臣ら多数に及ぶ。辻の唯一の伝記である『男爵辻新次翁』では、「省内の事、大小にかかわらず関係しなかったことは殆どなかったので、一時『文部省の辻』か、『辻の文部省』かとまでいはれた位であった」と記されている。

辻に関する先行研究は、管見の及ぶ限り伝記を復刻した際に中野実が付した「解説」のみであり〔阿倍 1987: 1〕、まとまった研究は成されていない。中野の「解説」の中で紹介されている評伝関係資料は14点であるが、断片的に記述したものであり、その他新聞、雑誌や『教育五十年史』に辻が寄稿した談話が存在するだけである。

\*早稲田大学大学院社会科学研究科 博士後期課程2年（指導教員 島 善高）

辻の史料としては憲政資料室に『辻新次関係文書』が576点あり、書翰が481点、書類が95点存在する。また、東大の史料編纂所所蔵の『藏原惟郭関係史料』に加え、大木喬任を始めとする憲政資料室の関係文書の中には辻が宛てた書翰を確認することができる。本稿はこれらの中から大木喬任宛の書翰を用い、辻の南校時代に焦点を絞り紹介と考察を加えたいと思う。

### 第1節 文部卿大木喬任による南校改革

南校は旧幕府の藩書調書を起源とし、湯島にあった大学本校の南に位置していたことが校名の由来である。維新後は新政府の復興により開成学校となり、明治2年には大学南校となる。大学校が閉鎖され、明治4年7月に文部省が創設されると、大学南校は南校と改称する。したがって、南校はわが国の近代的教育機構の設立と同時に創設された教育機関であると言える。辻新次は、この南校の校長に就任し、一時免職となるものの、学制が発布され第一大学区第一学区第一番中学となってから、再び学長を兼任することとなる。辻が病気により文部省を辞職したのが明治25年であるから、彼は草創期から四半世紀を文部省の中心で過ごしたこととなる。このように文部行政に長年携わった辻自身が、文部省初期の様子を語ったものが、大木喬任文書の談話筆記の中に残されている。

拙者ハ明治元年カラ開成所ニ居リマシタ、コノ開成所ト云フハ幕府デ建立シタ学校デアル、処ガ當時必用デアル処カラ明治ノ政府デモ矢張り引續テ開設シテ居タノデアル、ガハ、其様云々関係カラ大学ニ成リ、マタ文部省モ出来タノデス、拙者ハ文部ノ出来タ年、即明治四年カラ文部ニ居マシタ、コノ時文部大輔デ江藤新平ガキマシタ、キマシタケレドモ、相談相手ガナ

イ処カラ、南校、東校ト大学ガ分離シテ居タ、コノ両校カラ重ナル入々ヲ召上ケテ相談相手ニ致シマシタル其ノ人々ハ如左

大学東校	医学
佐藤尚中	岩佐純
大学南校	洋学
加藤弘之	箕作麟祥
町田久成	辻新次

江藤文部大輔ハ右ノ人々ヲ集メテ種々評議ヲ致シマシタ、結果追々摺リマシタケレトモ未タ基礎ヲ造立テル処ニハ参リマセヌ、大久保一翁モニ等出仕デ文部ヘキマシタ、何シロ旧事ト申スト文部ノ始メカラノ事ヲ能ク承知シテ居マスカラ、大木サンノ事モ公私共ニ承知シテ居マス、江藤新平サンガ左院ニ轉シラレマスカラ、其替ハリニ大木サンガ來ラレタ、ソレカラオオキサンガズット長ク居ラレテ種々尽力サレタノデアル、文部ノ基礎ハ実ニ大木サンガ建設セラレタノデアル、大隈サンガ、薩長ニ抗敵シテ大木ノ事業ヲ助ケタトネ、ソレハ受取レヌ、抗敵ヲ薩長ニシタカハ存セヌガハ、文部ノ事ニ付キ大木ヲ助ケタトハ何ウモ受取ラレナイ咄デアリマスネイ（明治三十四年四月二日）[大木文書：69]

従来指摘されているように、学制発布以前において大木の果たした役割は大きく、辻自身が語るように「文部ノ基礎ハ実ニ大木サンガ建設セラレタ」というのは、疑いのないところであろう。しかしながら、大木が「相談相手」とした人々に関する研究は十分とは言えず、辻もその例外ではない。辻を始めとする初代文部卿を陰で支えた人々を研究することは、明治初期の文部行政における実体的研究の契機となると考える。

そこで先ず始めに、大木が如何なる指針のもとに南校改革に着手したかを考察し、次に辻が担った具体的な役目を論じてゆくこととしたい。

明治4年7月の公文録には、文部卿大木喬任から太政官へ向けた東南校改革の指針が示されている。これは文部省発足とほぼ同時期に提出されていることを考え合わせても、大木の改革に対する意気込みを見てとることができる。

各國ト併立之御趣意ヲ踐歩シ候着鞭ハ、先有用之人材各國ト等シク駢出不仕テハ不相叶、人材ヲ造成スルハ教育事務ノ本職ニシテ即チ本省至緊ノ責ニ御座候、因テ考ルニ速ニ學制學則ヲ嚴然取調ヘ、之ニ加フルニ獨佛諸國ヨリ各科ノ教師數名ツ、ヲ雇入、學校ノ制作及ヒ衣食居室ニ至ル迄悉ク外國ニ擬倣シ、東南兩校其外ノ生徒ヨリ各萃ヲ拔テ夫々入寮セシメ、其生徒ヲシテ淬磨追隨セシムルモ又悉ク外國ノ方法ヲ以テシ、入校ノ生徒ヲシテ殆ント外國ニ在ルト一般ノ思ヲ為サシムルニ至ラハ、生徒ニ於テモ自ラ各科適才ノ學法ヲ得、必シモ即今ノ如ク隊ヲ爭テ萬里ニ躡航セストモ、一通リノ藝術ハ内地ニテ成立可仕、其上ニテ雄ヲ拔キ外國ニ游學セシメハ、才愚成否ノ別自然要領ニ歸着シ、且從來外國ニ留學罷在候生徒他日歸朝候節モ、彼是優劣ノ試法判然相定可申、又官費モ是マテ一人ニツキ數千ノ國財ヲ外國ニ捐ルニ比較スレハ、更ニ十倍ノ御省費ニ相成候様推按仕候、因テ此度東南校ノ學的右ノ趣意ニ相運申度此段奉伺候

[公文録：辛未自七月至十月]

改革に関する具体的な記述としては、海外の教師を雇い入れ、海外へ留学したのと同様の学校生活を、生徒に送らせるとしている。また、そうすることで、実際に海外へ留学させるより、予算面においても削減につながるとしている。

こうした大木の意見は、一見すると徹底した洋式化を図り、西洋追従の政策を考えることもできる。しかしながら、大木の学制制定に関する先行研究によると、杉谷は「大木は学制制定に誠意励精はしているが、制度・制作面に反対

はしなかったものの教育理念においては、賛成していなかったと推察しなければならない」と主張している〔杉谷 1969: 52〕。同様のことが東南校の改革においても、大木の意中にはあつたのではないだろうか。事実、明治16年に大木が記した『学制更革議』には「明治四年ノ末ニ及ヒテ、文部省創設ノ際学制ヲ一変シ、専ラ歐米ノ制ヲ模倣シ、我古來ノ風ヲ除却シ、道徳忠孝ヲ捨テテ、専ラ智術技芸ヲ講習スルヲ務ト為ス、再来洋学者流勢ヲ得、淺劣未就ノ識見ヲ以テ妄ニ歐米ノ皮相ヲ説キ、旧ヲ排シ新ヲ憶シ、上下靡然風ヲ成シ勢ノ馴到スル所、小学ノ兒童ニ至ルマテ自國ヲ卑惡シ他国ヲ尊暴シ、嚮ノ所謂大義名分殆ント将ニ地ニ墜ントス」〔大木 文書: 27〕と述べている。これらのことを見頭に、我々は大木が真に理想とした学校、生徒像、そして彼の政策に携わった人々を考察しなければならないと考える。

そして、特に南校改革に関して大木は、瓜生寅、中島永元、辻新次に対して以下の書翰を送付している。

南校之義も近々開校の期相成殊更ニ御苦勞奉察候、過日來御取調之學則も出來候は、一見仕度、就テハ此節の改革ハ中外ノ目ヲ掛て視觀致居候義ニ候得ハ、十分之事施行候ハテハ其驗無之のみならず、反て後來進歩之道ヲ妨得候姿ニ可立至ニ付斷然不顧前後、寧不及ニ失セヨリハ不如其過ぎたるニ誤らんに、仍テハ熟々考量候得ハ第一諸生之撰擢不可不慎、素リ有志之輩ハ不可棄候得共もし唯其志ヲ取りて後來學業ノ成否ヲ不見レバ恐くは貞女ヲ以テ宰相と為ル之説ニ近からん乎、此故ニ今日ニありて其生徒ヲ選タトヒ其志ありといへとも、其學以テ大ニ成ニ不足ル者ハ暫ク之ヲ措クも可なるべし、是以篤志勤行才學以テ期可成者其選ニあて、以テ初テ我南校之生徒ト稱セシメ、以テ天下生徒の方向ヲ開導シ以テ生徒の心志ヲ確定セシムベシ、若夫

レ其才ニ乏シク而シテ篤志之徒の如きハ甚雖可憐、萬々一姑息ニ渉リ苟モ寛恕ニ失セバ、其選為之亂レ從テ収束スル處ヲ失ふニ至ルベシ、さらば後断之處置ハ自ら良策も可有之ニ付先此一段之處ハ至嚴ヲ以テ不得處候、抑南校一千之生徒今日唯壹人トナリ、九百九十九人之為に野生の肉ヲ被喰も素り所甘而已矣、此獨り南校生徒ヲ引立可為のみならず天下之人をして勉強の可尊と學藝のかたきヲ知らしめ天下多々の補益たらん乎可不思乎、而して此次ハ教師の選擢不可不慎、是亦一割奮拂十分の御盡所願ニ御座候、萬縷執行上可申述候得共抑生寸緒之程申述置候、猶又事體適當之否ハ御高論ヲ俟候早々頓首

十月七日

大木文部卿

瓜生先生 中島先生 辻先生 [大本文書: 607-1]

上記書翰において示されているように、生徒の選抜を厳にした上で「初テ我南校之生徒ト稱」することとし、その生徒たちがモデルとなり、その結果「天下生徒の方向ヲ開導シ」てゆくことを述べている。翌明治5年に学制発布を控えた文部省においては、「天下之人をして勉強の可尊と學藝のかたきヲ知らしめ」る前段階として、その範となるべき学徒の存在は不可欠であったのである。また、こうした生徒の厳選に加えて「教師の選擢不可不慎」ということを命じていることも、わが国の模範となる教育機関にとては、従来の在日外国人を雇用しただけの教育では不十分なことは明らかである。

なお、大木が何故この3名に南校改革を託したのかは、明らかになっていない。だが、大木を取り巻く官吏が、必ずしも協力的な人材ばかりがそろっていたとは言い難いようである。当時の状況を、後年の辻の言葉から紹介したい。

所が間もなく大木喬任君が文部卿に任せられまして、そうして學校の處置、教官事務官の進退、

其他生徒の處分、且向後取る所の學政の進路と云ふものを定めて行かなければならぬと云ふ譯で、中々議論がありました。(中略) 所が唯今も申した通り、當時の書生の論は中々劇しかつたのです。そうでせう、當時の立派な官吏と云ふものは多く書生より出たのでありますから、そんなにエラク上下の區別はなかつたのである。そして、未だ創業の際惣て秩序が立たなんだから、それゆゑ中々命令通り行はれぬことがあつた様に覺えて居る。さう云ふことでありましたから、ある場合に依てはそれをピシッと押附けて仕舞はなければならぬと云ふ様な考えを持たれたことも、あつたかの様に思はれますのであります。其事に付て斯う云ふことがありました。或る日何事もない時であります、不意に文部省の奏任官一同を一度に免官したことがありました。中には其時免官されたきとの人もありましたろうが、其時免官しなくても良い人をも免じて、翌日又直ちに元の通り任命になつたと云ふ様なことがあります。是はどう云ふことであつたか、そこは能く分らぬが、或は改革をするとか又一新するの必要もありましたろうけれども、又長官たる者はこれだけの権力を持て居る、彼ら省中官吏の任免は此通りの者であると云ふ威權を示す爲めの必要もあつたと私は思ひます。扱て其時私は不快を感じましたから覺えて居ります。併し私は當日免ぜられて其翌日任官になつたのですが、それ等の事を考えて見ると、當時御し難いやり憎いと云ふことが種々あつたものと思われます [國民教育 1922: 405-406]。

かかるがゆえに、改革を推し進めてゆく大木には、有能なブレーンであると同時に、大木の意志に反目しない近臣が必要であったであろう。人事が藩閥により左右されていた時代において、信濃出身である辻の重用はこうした背景によるものもあると考えられる。

では、次節において辻が大木文部卿のもと南校で果たした、その動向を見てゆきたい。

## 第2節 南校における外国人教師の招喚

南校における改革の一つとして、優秀な外国人教師の招喚が挙げられる。大木文部卿は明治4年10月、正院に対して「生徒之精選ハ勿論教師トテモ一層精選不致候テハ不相叶」[公文録：辛未自七月至十月45]とし、同伺書において8名の外国人教師の名前を記しこれらの者を「格別下等ノ教師ニテ、今般学制改革致候ニ右様ノ者其儘イタシ置候テハ全體ノ氣配ニ關係」[公文録：辛未自七月至十月45]するとして強く排除することを主張している。明治初期における外国人教師は、早急な増員に迫られていたため、そのほとんどが居留地、とくに横浜在住の外国人を一時しのぎに採用しているのが実情であった。このことに関して、高田早苗は当時の外国人教師の様子を次のように述べている。

其学校の西洋人教師は、今から考えると実にお粗末なもので、初めに私が教つた教師はフリームという外人で、英人か米人かの水夫上がりであつた従って品性も随分卑しく、教え方も可成り乱暴であった。(中略) 次に私が就いた教師は名は忘れたが、英人で而かもロンドンに生まれた事を自慢にした。此人は大酒飲んで、朝からぐでんぐでんに酔つて居る事があつた [高田 1927: 26]。

また、成章学舎に通った正木直彦の「回顧七十年」の一節においても同様の実態が記されている。

此の学校の教師達は、ドクトル・キーリング始め、實にだらしがなく、生徒に待ち受けを喰はせて遂に出て来ない、と云ふような事が屢々であつた。殊にドクトル・キーリングは飲酒の癖が甚だしく、其の為に工部大学を罷められた、といふだけに、全く無茶であつた。(中略) す

ると或る朝のことであるが、何時になつても先生が出て来ない。何うかされたのではないか見に行かう、と云ふので、三三人の生徒が寓居を訪ねて行くと、案の定、その途中に倒れており、しかも既に凍死してしまつてゐたのであつた [正木 1937: 58]。

こうした状況が、民間の私塾だけでなく、文部省の管轄である学校においても類似の状況であったことが、前述の大木の伺書からも推測することができる。

また、同月に文部省から太政官に対して提出された伺書の中で、従来の正則、変則では「規則モ難相立隨テ因循ノ弊相生シ、第一変則ニテハ到底成方の目途モ無之」[公文録：辛未自七月至十月51]として、南校においては訳説を中心とした日本人による変則を廃し、外国人教師による外国語の授業である正則のみを正課と確定した。このため当時の南校においては、学力に秀でていることは勿論、品行方正な外国人教師の確保が急務であった。ゆえに、明治5年から6年にかけて辻から大木文部卿に宛てられた書翰には、外国人教師の到着を含めた当時の状況を報告するものを確認することができる。以下、それらの書翰を紹介し考察を加えてゆきたい。

南校に招喚された外国人教師において、最も重要な役割を果たしたのはフルベッキである。フルベッキは安政6年(1859)に来日し、長崎で布教のかたわら済美館・致遠館の両校で大隈重信、副島種臣らに教授し、明治3年12月に大学南校教頭となる。その後、引き続き南校、開成学校に勤務し、学制制定を含めわが国の近代化教育の策定に多大な貢献した。憲政資料室に所蔵されている大木喬任文書において、標題が

辻新次となっているもの全18通中5通に、フルベッキの名を確認することができる。

ところで、わが国の教育制度を洋学中心と定めた大木であるが、大木には留学経験もなく、海外の知識や人脈に明るいとは言い難い。かつて大隈に致遠館の入学を勧められるものの、大木は国事奔走の理由で断っている。そこで、大木はフルベッキの存在に頼ったと考えられる。その後の学制を推進する過程においてもフルベッキの役割は大きい〔尾形 1963: 39-73〕。この時フルベッキは、致遠館の門下生である大隈により長崎から上京し、明治政府に招請していた。また辻新次、瓜生寅と連名で、大木から南校改革の書簡を送られた中島永元も、同じく佐賀藩におけるフルベッキ門下である〔佐賀県 1991: 297〕。辻においてもまた、フルベッキに多く依存していた側面があり、高橋是清によれば「外国の事情を知りたいと思ふ時には、先づフルベッキ先生の教へを乞ふた。就中、加藤弘之、辻新次、杉孫三郎などといふ人々は、しばしばやって来て、先生の教へを受けた」〔高橋 1936: 171〕とある。ここに、フルベッキを中心とした人的交流をみることができる。

そこで、次に当時のフルベッキの状況を、同じく南校へ出仕したグリフィスの記述から引用したい。

一八七一年、大学南校は創設されたばかりの文部省直轄となり、単に南校と呼ばれた。翌年、全国を学区に分け、「第一大学区第一番中学」となった。当時フルベッキ氏が雑事一切をこなしていたのは私の印象に深く残っている。心底からしもべのしもべであり、主なる神を見習っていたためであろう。私は帝国の首相や部署の長、様々な地位の官吏に会った。彼らの個人的、公的重要性を私は了解していたことも、してい

なかつたこと也有つたので、フルベッキ氏の所に行って尋ね、また、行動の核心や経過を彼とともに論じた。フルベッキ氏は今日国家の教育の計画をするかと思えば、明日は重要な地位に外国人を雇い入れる。ヨーロッパに使節を派遣したり、医学に一番適切であるのはどの言語であるかを選んだりする。フランスとドイツの間で局外中立をどのように行うか、どの国の軍艦が日本近海にいるか、外国の外交官が主張する本意は何か。キリスト教信者迫害に関してのこと、国内政治の重要施策等々。〔グリフィス 2003: 229〕

日本人だけでなく、グリフィスのような日本に親しんだ外国人も、フルベッキを頼り、信頼を寄せていた様子が窺える。このようにフルベッキは教育政策のみでなく外交を含めた様々な職務に忙殺されていた。辻との関係はその後も続いたようであり、後年、フルベッキの記念事業を行う際にも辻が尽力していた〔高谷 1978: 366〕。こうしたフルベッキの当時の様子を記したグリフィスに関して、彼を南校へ招喚した時の史料を確認することができる。

謹而奉録上候、陳者兼而御示之福井縣雇入教師ギリフィス之代人漸具フルベッキ師之心配ニ而探索仕候處、別氏申之通之人物、至極至當ト奉存候間、至急御取極被為下度、尤もギリフィス江ハ未タ一言も申遣置不申候事故、一急便を以て今日フルベッキより交代之談判申遣ス積ニ御坐候、定而同人者異存も無之義ト奉存候間、本省より縣吏御呼出ニ而、代人御遣ニ相成候趣、御達ニ相成候而、可然奉存候、其御手数之中ニハギリフィスより之返事も着可仕、彼是聞御専門開校ハ差急候事故、萬端之御手順奉希上候、先達而豫校之義ニ付免職相願候人物兩人ハ只今如何御處置相成候哉、方今開化諸端之折柄宜敷御處置有之候様仕度、兼而御教示も有之候通り、百事姑息古舊実効不舉基本ニ可有御座、必ず斯然御處分御坐候様無之而ハ、開化創業之進歩も夫より一縮可仕深ク恐懼仕居候、右等之事情

ハ大隈殿江も得ト申上、素より御同論ニ御坐候、南校之如きハ素より教育之一隅尔来益邦内爾教育開化之道を普くする御見込ニ無之候半而ハ、臣等之方向も相迷可申、就而ハ先達而以愚書御教諭願上候、臣が身上之義も何卒至急御處置被下度、不然名実齟齬殊ニ當時ハ中島も洋行殆困却罷在候意衷御隣察被為下奉切願候、余は拝謁之節ニ附し草々頓首 敬白

二月二日 寅

文部卿殿 閣下 [大本文書: 466-11]

グリフィスは、明治3年に来日し、同5年に福井藩から南校の理学および化学教師に転じ、約2年間在任する。その後、東京開成学校の化学教授をつとめ、同校化学科の創設に貢献した。「フルベッキより交代之談判申遣ス積ニ御坐候」とあるように、グリフィスが南校に招かれたのは、フルベッキの助力があったからである。

書翰の内容をいま少し見てみると、「専門開校」に関する意見が上申されている。これは学制改革に伴い入学年齢が15歳以上20歳までと制限されたことによって入学不可能になった者と、廃止された変則生に対する救済措置であった。しかし、このような予備校の設立は、学制改革と根本的に矛盾するものであるため、予備校の措置が廃せられ、代わって静岡県邸に専門学校を設けることとなった〔東京大学 1984: 177-178〕。そこでは、フルベッキを法律講師に、グリフィスを理学講師にするなどの構想が持ち上がったが、教頭フルベッキは専門学校設立の期に至らずと懸念を表明したこともあり、実現を見ずに終わった。「臣等之方向も相迷可申」とあるように、こうした南校の混乱は南校改革を推し進めていく上での実体面と、大木の示した近代教育機関の範となるべき南校像との乖離が表面化した事例であると考えられ

る。結局、南校校長であった辻は、町田久成、佐原純一等と神田美土代町へ教學舎という私立学校を設立した。そこでは、「英書佛書獨乙語を譯讀するの力はあるも、其語學に通ぜざる者を入れて、諸學科を教授」〔辻 1903: 15〕し、便宜的手段を講じた。以後、南校は全ての教科を外国語で教授することになるのである。

さらに、「中島も洋行殆困却」とあるため、それまで中島永元とともに事にあたっていたのは確かである。そして、「右等之事情ハ大隈殿江も得ト申上」とあることからも、大隈が影ながら関与していることも推察できる。いずれにせよ、中島もまた大木のもと、フルベッキの協力を仰ぎつつ、南校の改革に奔走していたことが、この史料により裏付けることができる<sup>(1)</sup>。

昨夕ハ尊書御投与被下候所、御返書も不申上、多罪此事ニ御坐候、扱、此度、着到相成候佛人フォンティヌ氏、今日第一字本省へ能出、拝顔ヲ得可申候、就てハ其節同人へ御命シ方々、南校教師之職分タル事ヲ以て、巨細は同校校長并ニフェルベッキ氏へ相談、勤務いたすべき旨、御示し相成度御坐候、且同人西郷參議殿へ面會之儀ハ来る九日ニ御坐得ハ、何時にも差支無之様申聞候間、同日何時外務省へ能出候て宜敷候バ、前日にてなり拙子追御知セ被下候ハ、同人可差出候右申上候

恐々謹言

三月五日

新次拝 [大本文書: 466-4]

上記書翰は、フランス人のフォンティヌが明治5年に文部省へ到着した時のものである。フォンティヌという人物に関して詳細は確認できていない。ただし、南校が明治5年に学則の改正を行った際の学科課程表には、「佛一ノ部、佛二ノ部、佛三ノ部」の教師として彼の名が確認できる。辻が江藤新平により文部省出仕に任

命されたのは、箕作麟祥と共にフランス語学が専門であったのが理由であるため、或いはこうしたフランス人教師との折衝にもあたっていたのであろう。

他方、辻はその後の近代日本の教育制度にとって、多大な影響を与える人物の着到を参議である大木に告げている。

拝啓答御清適奉拝賀候、然ハ兼而御雇入之学校教頭モルレー氏米國ヨリ昨日着、別紙二通持參致候、右ハ文部省之事とハ存候得共、一應入尊覧江御一覽相濟候ハバ、御下ヶ被下度被爲候、右申上度如此御坐候 拝首  
七月三日

辻新次 拝  
大木参議殿 閣下 [大木文書 466-1]

デビット・モルレーは、明治6年に来日し11年まで文部省学監として教育制度整備に尽力し、また地方における学校教育の実情を視察し、「学制」を改革するための「教育令」の素案を作成した。上記の書翰は明治6年に文部卿の座を退いていた大木へ宛てた手紙である。モルレー着港は太政類典によると6年6月30日となっており [太政類典: 69]、この手紙には7月3日とあるため、着港早々に文部省へ招喚されたと判断することが出来る。モルレーに関しては豊富な先行研究の蓄積があり、女子教育の振興など彼のわが国の教育制度確立に果たした業績は大きい。しかしながら、辻の懐旧談によると「六年八月と覚えます。米國人教育者ドクトル、ダウキト、モルレー氏が來つて、文部省に入り、学監となつて、十一年十二月まで居りました、其間教育制度を取調べ、且意見を提出しました、しかし當時餘りよく容れられませんでした」 [辻 1903: 17] とある。これは「教

育令」制定時における田中不二磨の「日本教育令案」に対し、モルレーの「日本教育法」が提出され、結局モルレー案が採択されなかつことを指していると考えられる。井上氏はこれに關し「田中の日本教育令案は、のちに『小学普通教育令』と批評されたほど、初等教育制度に力点がおかれ、教育制度の全体系を改革する構想を提示するものではない。教育制度を全面的に詳細に規定する点において、マレーの日本教育法は学制の方式を継承し、それをいっそう克明にしたものであるが、田中の日本教育令案はこの点に関しては不備をまぬがれない。思うにこれは、学制の改革に関する両者の焦点の相違を自ら示すものである。」 [井上 1963: 315] としている。

モルレーが持参した「別紙二通」とある書類がどのようなものであったかは、確認することができない。推測するに半年後の12月末日付で田中不二磨に提出された「デビット・モルレー申報」の原案のような書類であったのであろうか。今後の調査に委ねることとしたい。

いずれにせよ、「文部省之事とハ存知候得共」とことわっているものの、辻から参議であった大木に対して省内の報告は為されていた。これは辻自身の中に、大木が文部を去った後でも部下であるという意識があったのか、あるいは第2次大木文部行政の布石であったと考えられるのか。この書翰により、それまでの南校と本省の連絡係という役目だけでなく、大木との間に官僚の枠を超えた関係が存在していたことが指摘できる。

では次に、その他の政策に關与した辻の動向に、注目したい。

### 第3節 公費制度、及び学制制定における辻新次の関与

学制発布前後に大木に宛てられた書翰の中には、私塾公費生徒の試験、学資給与、中学教則、及び専門学校教則に関する4通が確認できる。第一に私塾公費生徒の試験に関する書翰は、先行研究においても紹介されているため〔倉澤1973: 297〕、概要だけ述べると次のようになる。従来より藩費が支給されていた生徒は、学制公布まで県費で就業させられていた。しかしながら、前途成業の見込みのないものが多いため、大木は南校生徒と比較してどの程度なら成業の見込みがあるかを考案させた。辻は、フルベッキと相談の上「英一二三ノ部已上、佛一二ノ部、獨乙一ノ部已上、の学力相當之者へ、公費御与相成候」として公費生徒の支給者の選考基準を提案する。こうした公費生徒の選別は、辻がフルベッキと共同で学制改革に連なる一連の行政政策も関与していた具体的な事例として注目できる。さらに、学制発布のおよそ2ヶ月前の辻の状況も学資給与に関する問題で奔走していたようである。

二白彌御決定相成候とも、七月中ならてハ検査相届き難くと存候、就いてハ大凡ソ八月より学資給与可相成と存候、此旨一寸申上候也  
拝呈、陳者昨日生徒へ学費給与云々之義ニ付、入御覽伺置候處、右ハ當校手都合モ有之、且伺濟無之てハ、各々疑惑ヲ生し甚不都合ニ御座候間、至急伺濟ニ相成度、明日ハ本省休暇ニ御座候間、伺濟之事ニ決定いたし、明日ハ其辻ヲ以て取計可申、其訛ハ此十四日ヨリ取掛リ、改而入学證書為指出候半てハ、間ニ合不申候条此段

相伺候、且又、過日申上置候副校長之義、至急御沙汰被下度、何分此度之検査等、一人ニテハ手及び兼候、不惡御賢察一日も早く御下命被下度候、此段奉願上候也、拝首  
壬申六月五日

辻新次 拝  
大文部卿殿 閣下 [大木文書: 466-9]

この時期においてもまだ、公費生の学資給与に関する方針は決定しておらず、それに加え副校長の人事もあり、「一人ニテハ手及び兼候、不惡御賢察一日も早く御下命被下度候」という辻の文言からも、文部省の混乱ぶりが窺える。結局、大木の尽力もあり、私塾生徒は成業見込みのある者は、教師の推薦により公費が支給されることになった。辻からしてみると選考基準を設定してはみたものの、数百人からなる生徒を一斉に試験をするは当時としては不可能であり、文部省の方針と、公費廃止反対の世論に翻弄されることとなった。

他方で、辻は学制取調掛のメンバーでもあった。学制が分担執筆により制定されたことは選考研究でも指摘されているけれども〔井上1963: 443〕、具体的に誰がどの部分を制定したかは明らかになっていない。辻の秘書を務めた岩垂憲徳によると「學制頒布の際、文部省は、小學教則並に中學教則を創定したが、これは主として、辻新次先生の編成したものだといふことである」〔岩垂 1936: 21〕と語っているが、伝聞であるため証憑とするには心許ない。そこで、次に示す資料で確証に一步近づくことにしたい。

拝呈少々御不快之趣、折角御保養處可奉祈念候、

然ハ中学教則現在之課程表生徒教官ノ人名等、  
中学ノ体裁洩ナク相認メ、只今參り候間、即ち  
奉指上候、右ハ、フェルベッキ尽力にて書体も  
結構ニ相成申候、御覽之上魯王子へ御遣し被下  
度候、右申上度、勿々如此ニ御坐候也、拝首  
十月廿三日

辻新次 拝

二白過日來奉願置候、津久井著述地方須覧序文、  
何卒御記し被成下度、乍序奉願候也 [大木文書:  
466-12]

上記書翰において「魯王子」とあるのは、ロシア皇子アレキシス・アレキサンドロヴィッチの来日に関するものである。皇子は、明治5年9月25日に香港から長崎に着港し、13日に横浜に達して、天皇に謁見する。内地を視察後、28日に横浜から函館に向かい、11月8日にはウラジオストックへと赴く。書翰によると、フルベッキの尽力により書体の整った中学教則を、皇子へ贈呈する内容となっている。10月18日の時点で、天皇から「贈品目録を皇子に授けらる」とあるため [宮内庁 1969: 772]、その後、文部省から進呈されたものだと考えられる。この時、辻が特に中学教則を選択したのは、自身が深く制定に関わったため、奉じることにしたと推定できるのではないかと考えられる。なお、磐城磐前縣人である津久井遠の記した『地方須覧』の序文の依頼が記されているが、同書において大木の序文は確認できない [津久井 1858]。

最後に、明治6年の辻の状況に触れておきたい。先行研究でも指摘されているが、明治6年3月29日の大木宛の書翰では、専門学校教則を編成し、法学校・理学校・外国语学校の教則が浄書中である旨が述べられている [倉澤 1973: 741]。後年の辻の回想よると、「法學校、理學

校、工學校、諸藝學校、鑑山學校、及び外國諸學校等の教則が出來たが、其内多くは佛蘭西のものを反譯して編成した様に覚えて居る」と語っている [辻 1903: 20]。大木が文部卿を退くのが同年4月19日であるから、辻は第一次大木文部行政に終始関与していたことになる。大木が再び文部卿に就任するのは明治16年であるが、辻は一貫して文部省の中枢にあり続けた。その間、大木の政策とは異なる自由教育令と称される風潮が起こってから、第二次大木文部行政が発足するまで、辻の心中は如何ほどのものであったのだろうか。それらを含めて後日、稿をあらためて紹介してゆきたい。

### おわりに

本稿では、大木宛書翰の内容を紹介すると共に、関連資料を踏まえて明治初年における辻新次の動向を中心に論じてきた。それらを要約すると以下のように整理できる。

辻は、大木文部卿の描いた教育制度を具現化するために、南校改革に着手する。南校校長に就任した辻は、外国の知識や教師の選任に関してフルベッキの協力を仰ぎながら、南校の徹底した洋式化をはかり、模範となる近代校の形成に尽力する。そして、辻自信もフランス語学者であるため、フランス人教師との折衝にもあたる。加えて、文部省の方針に従い、南校の年齢制限と変則制廃止を実施するものの、復学できなかつた者のために私立学校の設立を支援する。当時を代表する国立大学の長が、民間の学校を立ち上げることは異例であるけれども、明治25年まで文部行政の中心で活躍できた理由は、こうした手腕を発揮したからとも考えられる。

また、公費生の扱いに関して、その選定法をフルベッキの意見を聞きながら提案し、選定基準の統一をはかる。しかし、その選定方法において現実性が伴わず、加えて学制発布を間近に控えていたこともあり、錯綜した文部行政の中で公務を遂行してゆく。さらに大木との関係は、大木が文部卿を退いた後も、文部省の状況を記した書翰が確認できることから、個人的に親交が深かったと考えられる。

加えて、明治5年のロシア皇子来日に際して、中学教則課程表の進呈を具申し、我が国の教育制度近代化をロシア側へ報じる。そして、明治6年には、フランスの教則を中心に翻訳、編成して、法学校・理学校・外国语学校の教則等を作成する。

こうした辻の動向から、我が国の近代黎明期における実務官僚の役割、並びに人的交流の一端が明らかになった。今後は、残された辻の関係文書をもとに、森文政期まで足跡をたどり、研究を進めてゆきたい。

[投稿受理日2009.5.23／掲載決定日2009.6.11]

## 注

(1) なお、この書翰は、大木喬任文書において標題が「辻新次」とされているものの中に分類されている。ところが、日付の下に「寅」とあるため、これは瓜生寅から大木文部卿へあてられたものとも推測できる。寅の刻を示しているとも考えられるが、辻自信と筆跡が似通っているため判断しかねる。今後も調査を続けてゆきたい。瓜生寅に関しては先行研究も乏しく、具体的にどのような公務に携わっていたかは不明である。

## 参考文献

- 阿倍季雄編 1987『男爵辻新次翁』  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部69  
 『談話筆記』  
 公文録文部省之部、辛未自七月至十月、乾、文書第

- 十六、東南校生徒成業見込ノ儀伺  
 杉谷昭 1969「明治教育体制の成立と大木喬任」『日本歴史』第251号  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部  
 『学制更革議』  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書翰の部  
 607-1  
 國民教育獎勵會編纂 1922『教育五十年史』  
 公文録文部省之部、辛未自七月至十月、乾、文書第  
 四十五、外国人教師精選ノ上雇入ホール他八名雇  
 替伺  
 高田早苗 1927『半峰昔ばなし』  
 正木直彦 1937『回顧七十年』  
 公文録文部省之部、辛未自七月至十月、乾、文書第  
 五十一、南校教師雇增伺  
 尾形裕康 1963『学制実施経緯の研究』「フルベッキ  
 の学制推進過程」  
 佐賀県教育史編纂委員会 1991『佐賀県教育史』第  
 四巻  
 高橋是清 1936『高橋是清自伝』  
 W・E・グリフィス 2003『日本のフルベッキ』  
 高谷道男編 約1978『フルベッキ書簡集』  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部  
 466-11  
 東京大学 1984『東京大学百年史』通史1  
 辻新次 1903『學制頒布懷舊談』『教育時論』645号  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部  
 466-4  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部  
 466-1  
 太政類典第二編、第六十九卷 近代デジタルライブ  
 ラリー  
 井上久雄 1963『學制論考』  
 倉澤剛 1973『學生の研究』  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部  
 466-9  
 岩垂憲徳 1936「明治初期の學制諸案と辻新次先生  
 (一)」『文部時報』563号  
 国立国会図書館憲政資料室大木喬任文書書類の部  
 466-12  
 宮内庁 1969『明治天皇紀・第二』  
 津久井遠 1858『地方須覧』近代デジタルライブ  
 ラー